

## 多賀城市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年8月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 記

- 1 監査対象部署  
保健福祉部、建設部
- 2 監査結果の報告日  
令和元年7月23日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和元年8月13日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年6月3日
- 3 監査対象部署 介護福祉課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	介護保険料過年度更正分の歳入調定の時期に誤りが見られた。	平成30年度分についてはすでに出納閉鎖しており、調定日の変更はできないが、平成31年度分については法令に基づき適切な時期に調定を行った。 今後の対策として、課内に定期監査の講評内容を周知するとともに、課長から各係長に対し、係員全員に周知徹底するよう指導した。

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年6月4日
- 3 監査対象部署 子育て支援課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	国庫補助金の歳入調定の時期に誤りが見られた。	平成30年度分についてはすでに出納閉鎖しており、調定日の変更はできないが、平成31年度分については法令に基づき適切な時期に調定を行う。 今後の対策として、課内会議において指摘指導事項等の内容を所属職員全員に周知徹底する。

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年6月6日
- 3 監査対象部署 保育課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	<p>保育所使用料及び交付金、負担金の歳入調定の時期に誤りが見られた。</p>	<p>平成30年度分については、すでに出納閉鎖しており、調定日の変更はできないが、平成31年度分については、法令に基づき、適切な時期に調定を行っている。</p> <p>定期監査の講評を受けて、課内会議において指摘指導事項を課内に周知共有するとともに、課長から課員全員に対し、今後の調定にあつては適切な時期に行うよう指導した。具体的な対策として、歳入調定決議票決裁時に「交付決定通知」等根拠資料を添付して歳入調定決議票の起票日と收受日等を照合することとした。</p>

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年6月20日
- 3 監査対象部署 生活支援課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	国・県負担金の歳入調定の時期に誤りが見られた。	平成30年度分については、すでに出納閉鎖しており、調定日の変更はできないが、平成31年度分については、法令に基づき、適切な時期に調定を行っている。 今後の対策としては、定期監査の講評を受けて、指摘指導事項を課内に周知するとともに、課長から各係長に対し、係員全員に周知徹底するよう指導した。 また、歳入調定決議票決裁時に「交付決定通知」を添付して歳入調定決議票の起票日と収受日を照合することとした。
2	指導	業務委託に係る委託金の確定起案について、市長公室長、市長公室長補佐(財政経営担当)の合議がされていなかった。	今後の対策としては、定期監査の講評を受けて、指摘指導事項を課内に周知するとともに、課長から各係長に対し、係員全員に周知徹底するよう指導した。

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年6月25日
- 3 監査対象部署 社会福祉課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	補助金及び負担金の歳入調定の時期に誤りが見られた。	平成30年度分についてはすでに出納閉鎖しており、調定日の変更はできないが、平成31年度分については法令に基づき適切な時期に調定を行う。 今後の対策として、課内会議において指摘指導事項等の内容を所属職員全員に周知徹底するとともに、関係法令や事務の手引きを基に、適切な事務処理の仕方の確認を行った。
2	指導	印刷業務に係る起案について、随意契約の適用規定が記載されていなかった。	平成31年度からは、随意契約の適用規定について適切に記載する。 今後の対策として、課内会議において指摘指導事項等の内容を所属職員全員に周知徹底するとともに、関係法令や事務の手引きを基に、適切な事務処理の仕方の確認を行った。
3	指導	業務委託の実施決定起案について、市長公室長及び市長公室長補佐(財政経営担当)の合議がされていなかった。	平成31年度からは、実施決定起案に係る合議について適切に処理する。 今後の対策として、課内会議において指摘指導事項等の内容を所属職員全員に周知徹底するとともに、関係法令や事務の手引きを基に、適切な事務処理の仕方の確認を行った。

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年7月1日
- 3 監査対象部署 道路公園課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	都市公園占用許可に係る使用料の算定額に誤りが見られた。	7月4日付けで占用月数の誤りによる不足分の使用料に係る納付書を占有者に送付した（8月5日納期限）。 今後の対策として、使用料算定時において担当と副担当の複数人で係数をチェックすることとした。 なお、多賀城市都市公園条例及び多賀城市都市公園条例施行規則に基づき適正に処理するよう所属職員に周知徹底した。

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年7月3日
- 3 監査対象部署 復興建設課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	1,000万円以上の歳入調定について、未決となっているものが見られた。	令和元年7月3日処理済み。また、関係職員に周知徹底するとともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。
2	指導	変更協定の実施決定起案について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がされていなかった。	令和元年7月3日処理済み。また、関係職員に周知徹底するとともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。



## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年7月4日
- 3 監査対象部署 下水道課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	下水道用地使用料及び占用料の歳入調定の時期に誤りが見られた。	平成31年度からは適切に処置している。また、関係職員に周知徹底するとともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。
2	指導	助成金の交付決定及び交付確定の起案について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がされていなかった。	平成31年度からは適切に処置する。また、関係職員に周知徹底するとともに、複数で確認を行い誤りを防止する。

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年7月9日
- 3 監査対象部署 都市計画課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	行政財産使用料の算定額に誤りが見られた。	算定の誤りに伴う使用料の不足分については、申請者に対して状況を説明し、不足分の使用料に係る納付書を送付することとした。 今後は、複数の職員で確認を行い、誤りを防止することとした。
2	指導	補助金の交付決定及び交付確定起案について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がされていなかった。	平成31年度からは適切に処置している。また、関係職員に周知徹底するとともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。
3	指導	業務委託の検査復命書について、復命者の押印がなかった。	令和元年7月24日処理済み。また、関係職員に周知徹底するとともに、複数で確認を行い誤りを防止することとした。